

○内閣府令第四十七号

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）の施行に伴い、並びに情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）の規定に基づき、並びに同法及び関係法令を実施するため、内閣府の所管する金融関連法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和元年十二月十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

内閣府の所管する金融関連法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令

（内閣府の所管する金融関連法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則

の一部改正)

第一条 内閣府の所管する金融関連法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年内閣府令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p style="text-align: center;">内閣府の所管する金融関連法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則</p> <p style="text-align: center;">(趣旨)</p> <p>第一条 別表に掲げる内閣府の所管する法令及び当該法令に基づく命令（告示を含む。以下この条において同じ。）に係る手続等を、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）以下「法」という。）第六条から第九条までの規定に基づき、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、他の法律若しくは命令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規則に特別の定めがある場合を除くほか、法及びこの府令の定めるところによる。</p> <p>2 別表に掲げる内閣府の所管する法令及び当該法令に基づく命令に係る手続等（法第六条から第九条までの規定の適用を受けるものを除く。）を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、他の法律若しくは命令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規則に特別の定めがある場合を除くほか、法及びこの府令の定めるところによる。</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p style="text-align: center;">内閣府の所管する金融関連法令に係る行政手続等における情報通信技術の利用に関する法律施行規則</p> <p style="text-align: center;">(趣旨)</p> <p>第一条 行政機関等に対して行うこととされ、又は行政機関等が行うこととして別表に掲げる内閣府の所管する法令及び当該法令に基づく命令（告示を含む。）に係る手続等を、行政手続等における情報通信技術の利用に関する法律（以下「法」という。）第三条から第六条までの規定に基づき、又は準じて、電子情報処理組織又は電磁的記録を使用し、又は行う場合については、他の法律若しくは命令（告示を含む。）又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規則に特別の定めがある場合を除くほか、この府令の定めるところによる。</p> <p>「項を加える。」</p>

(申請等に係る電子情報処理組織)

第三条 法第六条第一項に規定する主務省令で定める電子情報処理組織は、行政機関等の使用に係る電子計算機と申請等をする者の使用に係る電子計算機であつて金融庁長官が告示で定める技術的基準に適合するものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(電子情報処理組織による申請等)

第四条 法第六条第一項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行う者は、金融庁長官が告示で定めるところにより、次に掲げる事項を申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない。

一 電子情報処理組織を使用して申請等を行う場合において従うことと

されている様式であつて、行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから入手可能なものに記録すべき事項(次号に掲げる事項を除く。)

二 「略」

「項を削る。」

「条を加える。」

(電子情報処理組織による申請等)

第三条 電子情報処理組織を使用して申請等を行う者は、金融庁長官が告示で定めるところにより、次に掲げる事項を法第三条第一項の申請等をする者の使用に係る電子計算機であつて行政機関等が定める技術的基準に適合するものから入力して、申請等を行わなければならない。ただし、申請等を行う者が、第二号に掲げる事項を入力することに替えて、金融庁長官が告示で定めるところにより、法令の規定に基づき添付すべきこととされている書面等を提出することを妨げない。

一 申請等につき規定した法令の規定において書面等に記載すべきこととされている事項(次号に掲げる事項を除く。)

二 「同上」

2 申請等を行う者が、前項第二号に規定する書面等のうち金融庁長官が告示で定めるものに記載されている事項を入力するときは、行政機関等は、金融庁長官が告示で定める期間、当該入力に係る事項の確認のために必要な限度において当該書面等を提出させることができる。

2|| 申請等（財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（昭和三十二年大蔵省令第十二号）第一条の三、外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十七年大蔵省令第二十六号）第三条並びに第十三条第一項及び第五項、企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）第五条並びに第十五条の二の二第一項及び第五項、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）第六条並びに第二十四条の二第一項及び第五項並びに開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令（平成十四年内閣府令第四十五号）第二条第五項に規定する申請等を除く。）を行う者は、前項の規定により入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書（行政機関等の使用に係る電子計算機から認証できるものに限る。）であつて、次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。

「一〜四 略」

「項を削る。」

3|| 「略」

（氏名等を明らかにする措置）

第五条 法第六条第四項における氏名又は名称を明らかにする措置とは、

前条第一項第一号に掲げる事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であつて同条第二項各号に掲げるものと併せ

3|| 申請等（財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（昭和三十二年大蔵省令第十二号）第一条の三、外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十七年大蔵省令第二十六号）第三条並びに第十三条第一項及び第五項、企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）第五条並びに第十五条の二の二第一項及び第五項、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）第六条並びに第二十四条の二第一項及び第五項並びに開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令（平成十四年内閣府令第四十五号）第二条第五項に規定する申請等を除く。）を行う者は、前項の規定により入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書（法第三条第一項に規定する行政機関等の使用に係る電子計算機から認証できるものに限る。）であつて、次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。

「一〜四 同上」

4|| 法令の規定に基づき書面等以外の有体物の提出を要する申請等を行う者が第一項の入力を行うときは、金融庁長官が告示で定めるところにより、当該書面等以外の有体物を提出しなければならない。

5|| 「同上」

（氏名等を明らかにする措置）

第四条 法第三条第四項における氏名又は名称を明らかにする措置とは、

電子情報処理組織を使用して行う申請等を記録した情報に電子署名を行い、前条第三項各号に掲げる電子証明書を当該申請等と併せて送信する

て送信することをいう。

2 法第七条第四項における氏名又は名称を明らかにする措置とは、第九条第一項の規定に基づき入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であつて前条第二項各号に掲げるものと併せて行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにこれを記録することをいう。

3 法第九条第三項における氏名又は名称を明らかにする措置とは、行政機関等が電磁的記録により作成等を行った情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であつて前条第二項各号に掲げるものを付することをいう。

(情報通信技術による手数料の納付)

第六条 法第六条第五項に規定する主務省令で定めるものは、第四条第一項の規定により行われた申請等により得られた納付情報により納付する方法とする。

(申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

第七条 法第六条第六項に規定する主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 申請等をする者について対面により本人確認をする必要があると行政機関等が認める場合

二 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものが

ことをいう。

2 法第四条第四項及び第六条第三項における氏名又は名称を明らかにする措置とは、電子情報処理組織を使用して行う処分通知等を記録した情報又は電磁的記録により作成等が行われた情報に電子署名を行い、電子証明書を添付することをいう。

「項を加える。」

「条を加える。」

「条を加える。」

あると行政機関等が認める場合

(処分通知等に係る電子情報処理組織)

第八条 法第七条第一項に規定する主務省令で定める電子情報処理組織は、行政機関等の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であつて当該行政機関等の定める技術的基準に適合するものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第九条 行政機関等が、法第七条第一項の規定により処分通知等(財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第一条の三、外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令第十三条第四項、企業内容等の開示に関する内閣府令第十五条の二の二第四項、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第二十四条の二第四項及び開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令第二条第二項に規定する処分通知等を除く。)を電子情報処理組織を使用する方法により行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべき事項を行政機関等の使用に係る電子計算機から入力し、当該処分通知等の情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であつて第四条第二項各号に掲げるものと併せて当該行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

〔項を削る。〕

〔条を加える。〕

(電子情報処理組織による処分通知等)

第五条 行政機関等が、法第四条第一項の規定に基づき、又は準じて、電子情報処理組織を使用して行われた申請等に対する諾否の応答として処分通知等を行うときは、当該処分通知等を受けるべき者があらかじめ書面等によつて処分通知等を受けることを求める場合を除き、当該処分通知等を当該電子情報処理組織を使用して行うことができる。

2||

前項に規定する場合を除き、行政機関等は、処分通知等を受ける者が金融庁長官が告示で定めるところにより、電子情報処理組織を使用して

「項を削る。」

処分通知等を受けることを申し出たときに限り、当該処分通知等を電子情報処理組織を使用して行うことができる。

3|| 行政機関等が、前二項の規定により処分通知等（財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第一条の三、外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令第十三条第四項、企業内容等の開示に関する内閣府令第十五条の二の第四項、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第二十四条の二第四項並びに開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令第二条第二項に規定する処分通知等を除く。）を電子情報処理組織を使用して行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべき事項を法第四条第一項の行政機関等の使用に係る電子計算機から入力し、当該処分通知等の情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を当該処分通知等と併せて当該行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

2|| 書面等により行われた場合に携帯すべきこととされている処分通知等が電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合は、当該処分通知等を受けた者は、当該処分通知等に係る電磁的記録を電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）に記録するとともに、当該電磁的記録を当該電磁的記録媒体から再生し、かつ、当該処分通知等を行った者が電子署名を行ったものであることを確認することができる機器とともに当該電磁的記録媒体を携帯しなければならない。

3|| 書面等により行われた場合に返納その他行政機関等への返還が求められている処分通知等が電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合は、当該処分通知等を受けた者は、金融庁長官が告示で定める場合

4|| 書面等により行われた場合に携帯すべきこととされている処分通知等が電子情報処理組織を使用して行われた場合は、当該処分通知等を受けた者は、当該処分通知等に係る電磁的記録を電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）に記録するとともに、当該電磁的記録を当該電磁的記録媒体から再生し、かつ、当該処分通知等を行った者が電子署名を行ったものであることを確認することができる機器とともに当該電磁的記録媒体を携帯しなければならない。

5|| 書面等により行われた場合に返納その他行政機関等への返還が求められている処分通知等が電子情報処理組織を使用して行われた場合は、当該処分通知等を受けた者は、金融庁長官が告示で定める場合を除き当該

を除き当該処分通知等に係る電磁的記録を複製し、又は複製させてはならない。

4|| 「略」

(処分通知等を受ける旨の表示の方式)

第十条 法第七条第一項ただし書に規定する主務省令で定める方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。

- 一 第八条の電子情報処理組織を使用して行う識別番号及び暗証番号の入力
- 二 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の行政機関等が定めるところにより行う届出
- 三 前二号に掲げるもののほか、行政機関等が定める方式

(処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

第十一条 法第七条第五項に規定する主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をする必要があると行政機関等が認める場合
- 二 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合と行政機関等が認める場合

(電磁的記録による縦覧等)

処分通知等に係る電磁的記録を複製し、又は複製させてはならない。

6|| 「同上」

「条を加える。」

「条を加える。」

(電磁的記録による縦覧等)

第十二条 行政機関等が、法第八条第一項の規定により電磁的に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行う場合においては、当該事項をインターネットを利用する方法、行政機関等の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類を備え置く方法により縦覧等を行うものとする。

(電磁的記録による作成等)

第十三条 行政機関等が、法第九条第一項の規定により書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行う場合においては、行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製する方法により作成等を行うものとする。

第六条 行政機関等が、法第五条第一項の規定に基づき、又は準じて、電磁的に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行う場合においては、当該事項をインターネットを利用する方法、行政機関等の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類を備え置く方法により縦覧等を行うものとする。

(電磁的記録による作成等)

第七条 行政機関等が、法第六条第一項の規定に基づき、又は準じて、書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行う場合においては、行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製する方法により作成等を行うものとする。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(公認会計士等の懲戒事件に関する調書の謄本等の交付に関する内閣府令の一部改正)

第二条 公認会計士等の懲戒事件に関する調書の謄本等の交付に関する内閣府令(昭和三十年大蔵省令第七十一号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p style="text-align: center;">(謄本等作製手数料の納付) 第二条 「略」</p> <p>2 謄本等作製手数料は一枚につき二十円として計算した金額とし、その金額に相当する額の収入印紙を請求書にはつて納付しなければならない。</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p style="text-align: center;">(謄本等作製手数料の納付) 第二条 「同上」</p> <p>2 謄本等作製手数料は一枚につき二十円として計算した金額とし、その金額に相当する額の収入印紙を請求書にはつて納付しなければならない。ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して謄本等の交付を請求するときは、当該請求により得られた納付情報により、現金をもつてするものとする。</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

(貸金業法施行規則の一部改正)

第三条 貸金業法施行規則(昭和五十八年大蔵省令第四十号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を削る。

<p>改正後</p>	<p>「条を削る。」</p>
<p>改正前</p>	<p>(電子情報処理組織による登録の更新の申請の場合の納付方法) <u>第一条の六</u> 令第二条第二項ただし書及び第三条の十三第二項(令第三条の十四第二項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により、現金をもつて手数料を納付するときは、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う法第三条第一項の内閣総理大臣の登録に係る同条第二項の登録の更新の申請により得られた納付情報により行うものとする。</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

(保険業法施行規則の一部改正)

第四条 保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p style="text-align: right;">目次</p> <p>〔第一編・第二編 略〕</p> <p>第三編 保険募集</p> <p>第一章 〔略〕</p> <p>第二章 保険募集人及び所属保険会社等</p> <p>第一節 保険募集人（第二百十二条の七―第二百五条の二）</p> <p>第二節 〔略〕</p> <p>〔第三章～第五章 略〕</p> <p>〔第四編・第五編 略〕</p> <p>附則</p> <p>〔条を削る。〕</p> <p>（特定保険募集人の登録で課税しないものの範囲）</p> <p>第二百五条の二 〔略〕</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p style="text-align: right;">目次</p> <p>〔第一編・第二編 同上〕</p> <p>第三編 保険募集</p> <p>第一章 〔同上〕</p> <p>第二章 保険募集人及び所属保険会社等</p> <p>第一節 保険募集人（第二百十二条の七―第二百五条の三）</p> <p>第二節 〔同上〕</p> <p>〔第三章～第五章 同上〕</p> <p>〔第四編・第五編 同上〕</p> <p>附則</p> <p>（電子情報処理組織による登録の申請の場合の納付方法）</p> <p>第二百五条の二 令第三十九条の三第二項ただし書の規定により、現金をもって手数料を納付するときは、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う法第二百七十六条の登録の申請により得られた納付情報により行うものとする。</p> <p>（特定保険募集人の登録で課税しないものの範囲）</p> <p>第二百五条の三 〔同上〕</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

(公認会計士試験規則の一部改正)

第五条 公認会計士試験規則(平成十六年内閣府令第十八号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p>(電子情報処理組織による提出等の特則)</p> <p>第十条 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第五十一号。以下この条において「情報通信技術活用法」という。)第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して第三条第一項の受験願書の提出、同条第三項の申請又は第五条第一項の申請(以下この条において「提出等」という。)を行う者については、内閣府の所管する金融関連法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則(平成十五年内閣府令第十三号)第四条第二項の規定は、適用しない。</p> <p>2 前項の提出等を行う者は、提出等を行う者の氏名その他必要な事項を審査会が指定する方法により届け出るとともに、審査会の定めるところにより設定された識別番号及び暗証番号を情報通信技術活用法第六条第一項の申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力して提出等を行わなければならない。</p> <p>3 前項の場合における情報通信技術活用法第六条第四項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて主務省令で定めるものは、前項の識別番号及び暗証番号を同条第一項の申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力して提出等を行うことをいう。</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p>(電子情報処理組織による提出等の特則)</p> <p>第十条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第五十一号。以下この条及び次条において「情報通信技術利用法」という。)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して第三条第一項の受験願書の提出、同条第三項の申請又は第五条第一項の申請(以下この条において「提出等」という。)を行う者については、内閣府の所管する金融関連法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十五年内閣府令第十三号)第三条第三項の規定は、適用しない。</p> <p>2 前項の提出等を行う者は、提出等を行う者の氏名その他必要な事項を審査会が指定する方法により届け出るとともに、審査会の定めるところにより設定された識別番号及び暗証番号を情報通信技術利用法第三条第一項の申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力して提出等を行わなければならない。</p> <p>3 前項の場合における情報通信技術利用法第三条第四項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて主務省令で定めるものは、前項の識別番号及び暗証番号を同条第一項の申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力して提出等を行うことをいう。</p>

<p>(受験手数料の納付)</p> <p>第十一条 法第十一条第一項に規定する受験手数料は、第三条第一項の受験願書に、施行令第六条に規定する金額に相当する額の収入印紙を貼って、納付するものとする。</p>	<p>(受験手数料の納付)</p> <p>第十一条 法第十一条第一項に規定する受験手数料は、第三条第一項の受験願書に、施行令第六条に規定する金額に相当する額の収入印紙を貼って、納付するものとする。ただし、情報通信技術利用法第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して第三条第一項の受験願書の提出を行う場合において、当該提出を行ったことにより得られた納付情報により納付するときは、現金をもつてすることができる。</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

(信託業法施行規則の一部改正)

第六条 信託業法施行規則（平成十六年内閣府令第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を削る。

改正後	<p>(登録等の申請) 第十二条 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>「項を削る。」</p>
改正前	<p>(登録等の申請) 第十二条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>3 令第七条第三項ただし書の規定により、現金をもって手数料を納める場合は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定による申請等を行い、当該申請等により得られた納付情報により手数料を納付するものとする。</p> <p>(登録等の申請) 第五十一条の二 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>3 令第七条第三項ただし書の規定により現金をもって手数料を納める場合は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項の規定による申請等を行い、当該申請等により得られた納付情報により手数料を納付するものとする。</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

(金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正)

第七条 金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を削る。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p style="text-align: center;">(登録手数料の額) 第二百五十六条 「略」 「項を削る。」</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p style="text-align: center;">(登録手数料の額) 第二百五十六条 「同上」</p> <p>2 令第十七条の十五第二項ただし書の規定により、現金をもって手数料を納付するときは、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う法第六十四条第一項（法第六十六条の二十五において準用する場合を含む。）の登録の申請により得られた納付情報により行うものとする。</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

(店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令の一部改正)

第八条 店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令(平成二十四年内閣府令第四十八号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	<p>(金融商品取引清算機関等による清算集中等取引情報の報告) 第五条 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>3 前二項の提出は、電磁的方法(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第五十一号)第六条第一項に規定する電子情報処理組織を使用する方法をいう。第八条第三項及び第十一条第三項において同じ。)により行わなければならない。</p>	改 正 前	<p>(金融商品取引清算機関等による清算集中等取引情報の報告) 第五条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>3 前二項の提出は、電磁的方法(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第五十一号)第三条第一項に規定する電子情報処理組織を使用する方法をいう。第八条第三項及び第十一条第三項において同じ。)により行わなければならない。</p>
備考 表中の「」の記載は注記である。			

附 則

この府令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年十二月十六日）から施行する。